

特別養護老人ホーム千寿園運営規程

指定短期入所生活介護(予防)事業所

第1章 総 則

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人千寿会が設置する指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定短期入所生活介護事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。又、介護予防短期入所生活介護事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定短期入所生活介護等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定短期入所生活介護等の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

4 前各項のほか「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第 3 条 施設の名称、所在地及び利用定員は、次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホーム千寿園

(2) 所 在 地 宮崎県延岡市北浦町古江2693番地

- (3) 定員（併設型） 6名
- (4) 定員（空床型） 併設の指定介護老人福祉施設定員30名、

第2章 職員及び職務分掌

（職員の区分及び定数）

第4条 指定短期入所生活介護事業等の遂行のために次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 看護職員 1名以上
- (4) 介護職員 2名以上
- (5) 栄養士 1名以上
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
- (7) 医師 1名以上

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

（職員の職務分掌）

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(3) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生 管理等の業務を行う。

(4) 介護職員

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(5) 栄養士

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

(6) 機能訓練指導員

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を 改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 医師

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

第3章 指定短期入所生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第 8 条 指定短期入所生活介護等の利用料は、介護保険法による介護報酬上の告示上の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 居住費

別表 1 に定める額とする。

(2) 食費

別表 2 に定める額とする。

(3) 指定短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回りの品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第 4 章 通常の送迎の実施地域

(送迎の実施地域)

第 9 条 通常送迎を実施する地域は延岡市とする。

2 前項以外の地域については、事業所の送迎体制能力によって、利用申込者と協議するものとする。

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定短期入所生活介護等の提供を受ける際に次の事項に留意すること。

- (1) 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出ること。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得ること。
- (2) 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従って使用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償請求をすることがある。
- (3) 騒音等他の入所者の迷惑になる行為は慎むこと。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないこと。
- (4) 施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は行わないこと。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第11条 指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 非常災害対策

第12条 施設は、土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回以上の訓練を実施するとともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第8章 その他の運営に関する事項

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じ

なければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第15条 提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定短期入所生活介護等に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第16条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有するものとする。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 施設は、虐待の発生又は再発を防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職

員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（地域等との連携）

第18条 事業所は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

（職員の研修）

第19条 事業所は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業所は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内に実施
- (2) 継続研修 随時

3 事業所は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

（記録の整備）

第20条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第21条 施設は、感染症や非常災害対策の発生において、入所者に対する指定認知症共同生活介護サービスの提供を継続的に実地するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続策定計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年7月1日より施行する。

この規程は、平成19年11月1日より施行する、

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。